

滋賀県個人情報保護審議会の会議概要

滋賀県個人情報保護条例および住民基本台帳法施行条例に基づき、以下の事項について報告を受けるため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議は、公開の審議会として開催しています。会議の概要は、以下のとおり公表します。

- 名 称 第 125 回滋賀県個人情報保護審議会
- 日 時 平成 31 年 1 月 16 日（水曜日）
午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
- 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1
県庁本館 2 階 第三委員会室
- 出席者 委 員：中睦、久末弥生、松本哲治、山仲幸（敬称略、五十音順）
市町振興課：林課長、大伴主幹、内海主事
私学・大学振興課：山上課長補佐、横江主事
教育総務課：石田係長
特別支援教育課：大賀主査
県民情報室：小川室長、秦室長補佐、横山主任主事
- 議題
 - 1 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について
 - (1) 内容
県が住民基本台帳ネットワークを用いてマイナンバーを確認することができる事務として、新たに滋賀県奨学資金貸与条例に基づく事務を追加する改正を行うことについて、説明を受け、審議した。
 - (2) 審議結果
適当と認められた。
 - 2 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の施行に伴う滋賀県個人情報保護条例の改正案について
 - (1) 内容
平成 30 年度中の県議会に提案予定の滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例により滋賀県個人情報保護審議会の機能を引き継ぐ附属機関が設置されることに伴い、滋賀県個人情報保護条例の規定のうち滋賀県個人情報保護審議会に係る部分を削る改正を行うことおよび滋賀県公文書等の管理に関する条例案の概要について説明を受け、意見を述べた。
 - (2) 審議結果
特定歴史公文書について積極的な利用を図るべきこと、今後は紙での保存を前提としたルールとは異なるデジタルデータの保存等のあり方の検討が求められること、といった御意見があった。
 - 3 その他
今後の日程連絡等を行った。
- 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページにより公開します。
- 問合せ先 滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室（担当者 秦）
電 話 0 7 7 - 5 2 8 - 3 1 2 2
F A X 0 7 7 - 5 2 8 - 4 8 1 3